

令和6年度「ふくしまプライド。」県産農林水産物販売力強化支援事業の変更点について

令和5年度の事業内容から以下の点を変更しています。

(1) 補助上限額

県域等農業団体事業：4,000千円（5,000千円から1,000千円減）

(2) 嵩上げ対象取組の追加

事業区分	追加内容	嵩上げ金額
民間団体事業	<p>「福島ならではの」のブランド力強化を後押しする以下のいずれかに登録された又は取組による生産物のPRや販売促進を行う場合</p> <p>(1) 地理的表示（GI）保護制度</p> <p>(2) 地域団体商標制度</p> <p>(3) 産地の「ならではのプラン」に基づく取組（注3）</p> <p>※上記(1)～(3)の嵩上げは以下の団体に限る</p> <p>① 登録団体又は「ならではのプラン」の実施主体（以下「登録団体等」という）</p> <p>② 登録団体等の構成団体や生産部会等</p> <p>③ ①又は②の構成員のみで組織される団体</p>	<p>500千円</p> <p>※GAP加算との併用可（最大嵩上げ金額：1,000千円）</p>
県域等農業団体事業	<p>「福島ならではの」のブランド力強化を後押しする以下のいずれかに登録された又は取組による生産物のPRや販売促進を行う場合</p> <p>(1) 地理的表示（GI）保護制度</p> <p>(2) 地域団体商標制度</p> <p>(3) 産地の「ならではのプラン」に基づく取組（注3）</p> <p>(4) その他知事が認める取組</p> <p>※上記(1)～(3)の嵩上げは以下の団体に限る</p> <p>①登録団体等</p> <p>②登録団体等を構成員とする団体</p> <p>③登録団体等が存する地域のJA等</p>	<p>1,000千円</p> <p>※GAP加算との併用可（最大嵩上げ金額：2,000千円）</p>